

2254

130
801

吁第五義會

無名氏著

東京 扶桑堂發行

028444-000-5

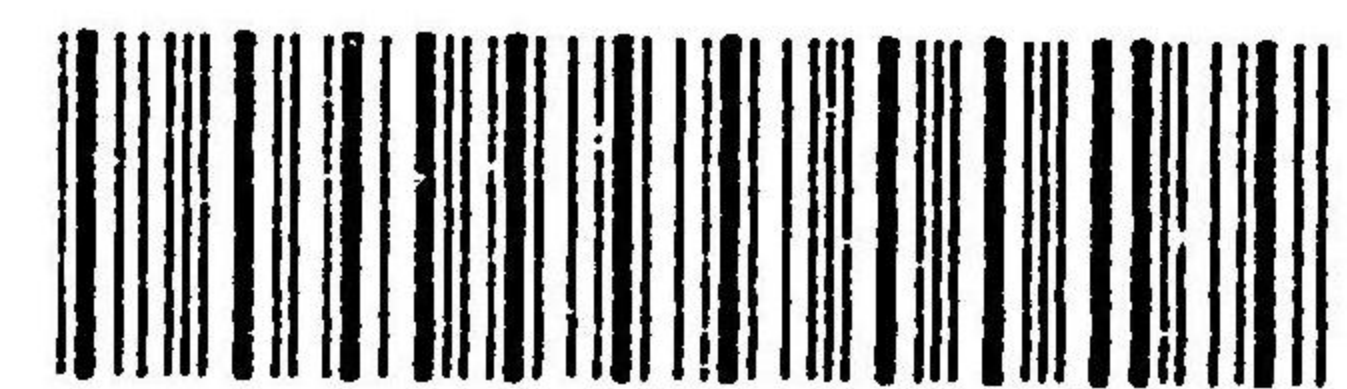
特65-232

吁第五義會

無名氏／著

M27

BAB-0001



序

憲法實施せられしより總に四歳にして議會の

召集せられしは僅に五回なり而して停會を命

じられしを數次解散せられしと既に再度に及

ぶを過去に徴し之を現在に証するに政府

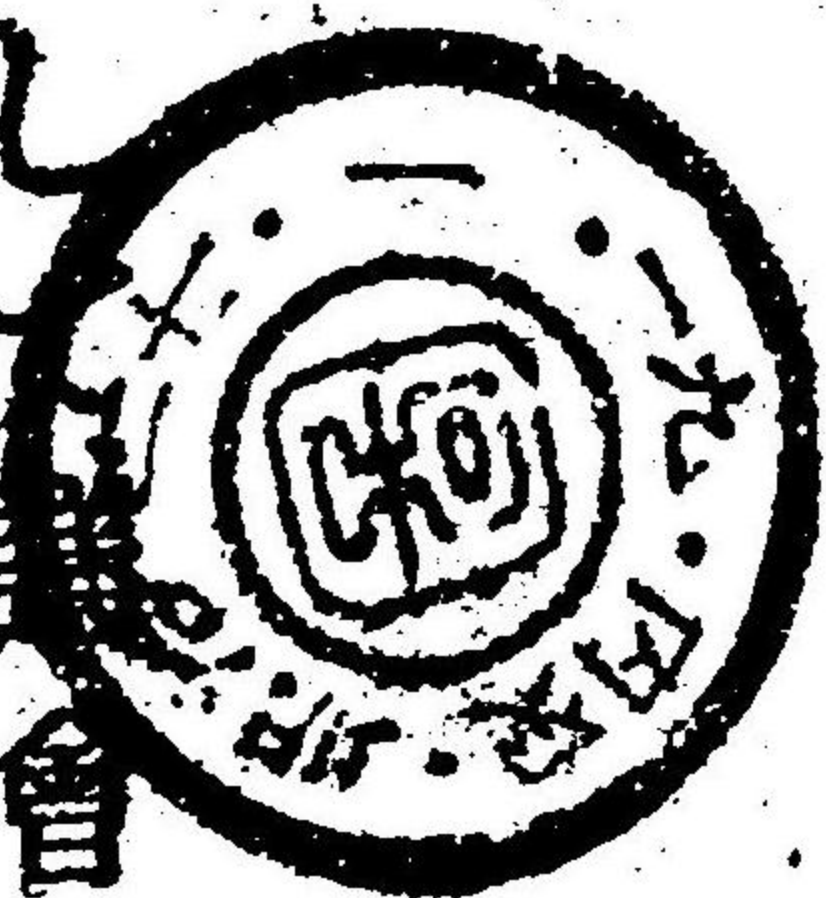
と議會との衝突は今後も尙ほ止む可きにあら

ず衝突又衝突して徒らに紛々囂々協賛の任寄

託の職兩ながら全うするに由なかる可し而し

て政府の施設も亦た意の如くならざるや言ふ

を俟たざるなり而して第一議會の解散は其理



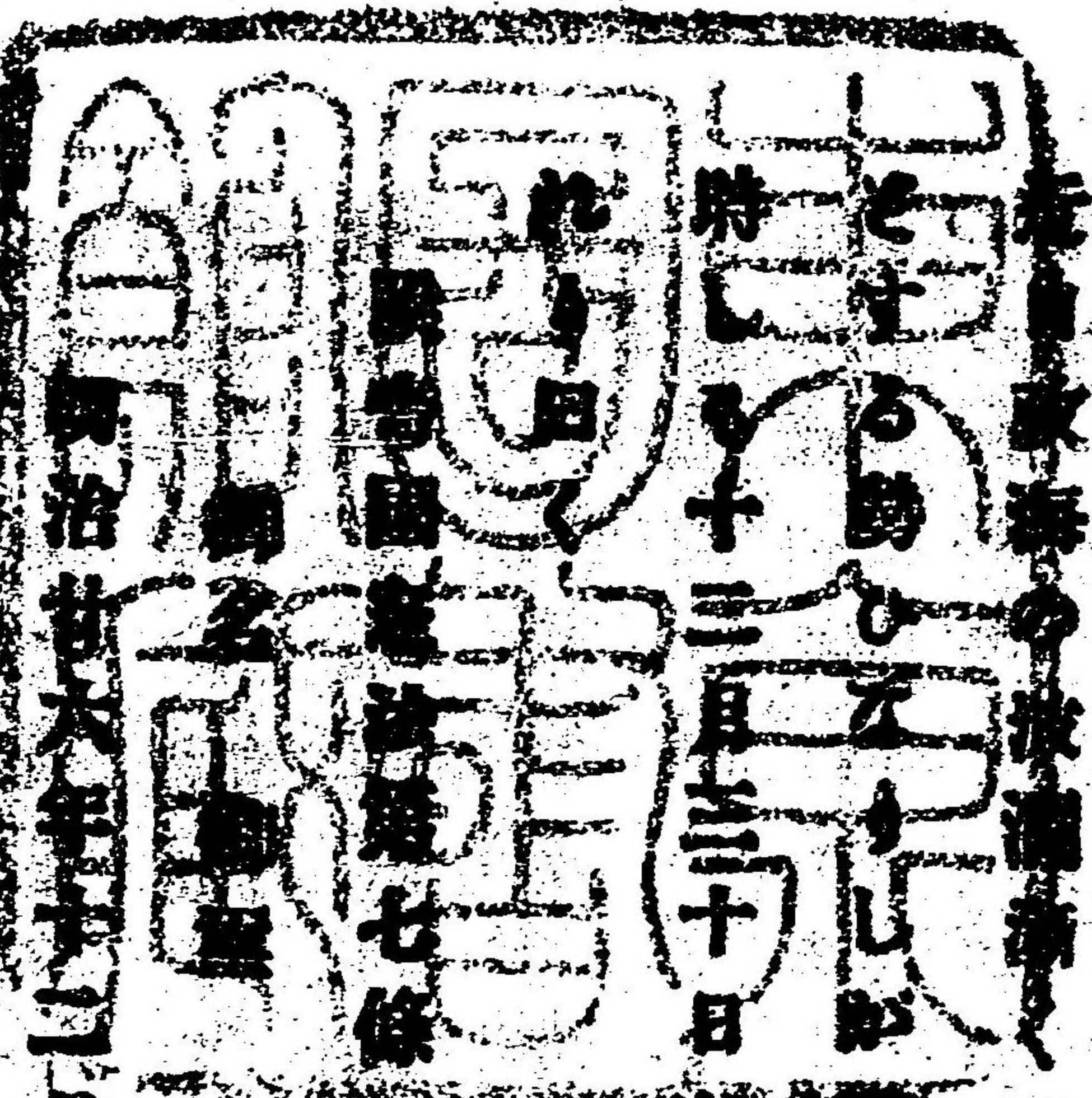
由尙は聞くに足る者ありしが第五議會の解散は殆んど夢の如し政府の意と議會の意何れも之を解するに苦しむ然れども第五議會は實に其始めに適應したる終りを告げたりと謂ふ可し今其始末を記して世に傳ふる所以の者は聊か後の議會に望み併せて政府に望む所あるに因るあり予豈に辯を好まんや予豈に辯を好まんや

明治甲午之歲元旦後三日

無名氏誌

○吁第五議會

無名氏著



海軍の放擲高く舟將に覆らんとし人將に溺れんとする時三月三十日午後三時頃俄然衆議院解散の詔勅下

衆議院憲法第七條に依り衆議院の解散を命ず

明治廿六年十二月三十日 各大臣副署

之と同時に貴族院の傳會を命ぜられ乃ち第五議會は

二會の任を尽すと能はずして已みぬ是より先き衆議院の十
二月十九日を以て十日間停會を命ぜられしが恰も是れ條
約履行案の議場に現はれし時なりき而して十日間停會の
期終り二十九日に至りて再び開會し前議を繼續せんとし
たる際更に十四日間停會を命ぜられ其翌日更に又解散を
命ぜられしなり然れば則ち停會又は解散の因となりしは
實に條約履行案其者なり而して條約履行案の一の建議案
のみ是れ果して解散を賭するに足る可き重要問題なる乎
若し條約履行案にして解散を賭するに足る可き重要問題
なりとせば如何なる場合に於ても解散を賭するに足る可
し天下寧ろ此理あらんや議會が上 聖天子の敎諭を奉じ

下國民の希望を察し以て協贊の任を堪し寄託の職を全う
せんとするに方り總ての提出案に就きて彼此計較孰れか
重要にして孰れが重要ならざるかを考慮する時の未だ條
約履行案其者に於て解散を賭するに至らざりしや言ふを
須みず然るに只だ一直線に突進して無二無三に政府を攻
撃し以て一時の快を取らんとしたるが如きは大に不可な
り抑も第五議會は十一月末日を以て召集せられしより貴
族院の恬談無爲たるに反し衆議院は劈頭第一に星議長の
信任問題を議決し之れを上奏し且其出席を停止したるの
みならず停止の期滿ちて星議長の出席するや院議に服従
せざるものなりとし遂に之れを除名するに至れり而して

四 職長信任問題に次ぐに官紀振奮上奏案を以てし更に文官
紀振奮に關する決議案を可決し以て閣臣の處決を促した
り是に於て伊藤内閣總理大臣の衆議院に出席し演説する
處ありしが元來八方美人主義の伯も道に中心憤怒に堪へ
ざりしにや甚だ激昂したる氣色にて議場を睥睨しつゝ閣
臣は既に處決する覺悟を以て特に上奏をなし今や其宸斷
を待てり而して宸斷の如何に依りては當に處決するどこ
ろ有る可し何ぞ之を促さるゝを俟たんやと云ひ珍らじく
も其本性を現はしたり是れ蓋し衝突の始めにして條約厲
行案に實に第二の衝突なりしなり想ふに議長信任問題と
云ひ官紀振奮上奏案と云ひ條約厲行案と云ひ何れも萬事

五 は失當も亦た甚だしと謂はざるを得ず况んや勅問の下る
に及び只た臣等が不明を謝し奉るのみと奉答したるに於
てをや是れ抑も何等の狼狽を上奏にして果して只だ不明
を謝し奉るに止まる者ならしめば何ぞ明かに其意を盡さ
ざる其意を盡さずして上奏に及びしに必らずや別に企望
する處ありしなる可し然るに勅問の下るに遇ふて明かに
奉答するを得ず即ち白地に其企望の在る處を上聞する
を得ずして勅問の下りしは上奏の文辭幽莽なしに因る
ものと爲し徒らに不明を謝し奉るに止まりて之を曖昧の
裡に没し去りしに狼狽に非ずして何ぞや斯の如きは聖意
を重んずる者なりと謂ふを得ず苟くも天聽に達す可き重

を扱置きて急速に議了す可き重要問題にあらず言ひ換ゆれば衆議院自ら緊急なりとし無性に騒ぎ立つる程の問題にはあらず然るに之を緊急なりとし議會が協賛せざる可からざる豫算案を初め其他の重要問題を扱置き先づ比較的に重要ならざる問題に涉りしは未だ全く其可なるを見ざるなり而して其星議長に對する處置に至りては更に大に其不可なるを見る予は元より星議長が爾く不信任なる可き汚行ありしや否やを知らずと雖も衆議院が之有りと認めたる場合に於て之を懲罰委員に附して事の實否を精査するを以て正當の處置なりとす然るに事茲に出でず六段に議長の信任を問ひ而して之を天聽に達するに至りし

要の事柄なりとせば文辭鹵莽ならざらんとを力む可きは勿論其趣旨も亦た明瞭ならざる可からず然るに文辭鹵莽して趣旨明瞭を欠けるが如き上奏は臣民の分として爲すに忍びざる所なり然れば則ち聖意を重んずる者誰か之を爲すに忍びんや然るに敢て之を爲すに至りし所以の者の蓋し別に企望する處ありしに因るなり且それ上奏にして單に不明を謝し奉るに止まり又星議長の不信任に對する最後の手段ならしめば其出席を停止し尙ほ之を除名するが如きの抑も酷なり上奏はたどひ最後の手段ならずと謂ふも予は之を以て最後の手段なりと信ず果して然らば既に不信任を議決し之を上奏するに於て復た爲す可き者あり

入らざるなり然るに名を院議を重ぜずと云ふに藉りて敢て之を處罰せり其意は則ち知る可きのみ想ふに衆議院が星議長に對する處置の餘りに執拗なりしのみならず餘りに大層過ぎたり彼等の星議長に對する處置に付き審議熟慮する爲とて一日の休會をなし他の重要なる問題の多くが其前に横はれるにも拘はらず更に之を顧みざるが如くなりき是れ事の緩急と輕重とを考慮せざる者にあらずして何ぞや彼等は星議長を排斥せん爲め殆んど其全力を竭し且有らゆる手段を盡したり夫れ斯の如く執拗に過ぎ大層に過ぎたるは蓋し私怨黨争の結果なるに因らずんばあら

かの改進黨が民黨の名の下に於て自由黨と聯合したることは哲人の知る處なり而して民黨の聯合破れしは其實實に改進黨に在り然れども星氏にして之を攻撃せざれば民黨の聯合は尙ほ永く保たれしやも未だ知る可からずたとひ自由黨の早晩改進黨と絶つ者なりしにもせよ其時期は彼が如く早からざりしやも未だ知る可からず然るに星氏一たび公會演説に於て改進黨を攻撃したれば自由黨の改進黨に對する惡感情は公然世人の前に表白せられ爾來互ひに相離隔して所謂の民黨の聯合は次第に其望みを失ひ第五議會に於ては開會前同盟俱樂部が其間に周旋したる九にも拘はらず自由黨は断然改進黨と絶ち茲に全く聯合の

十 望みなきに至れり事の斯に至りしは改進黨に取りて非常
に不利なれば星氏は遂に彼が當の敵と目指され而して新
聞紙上は殆んど讀むに堪へざる記事を掲げて其一身を攻
撃せられたり而して議長信任問題の實に其攻撃に起因し
たるなり然れども改進黨にして若し同盟俱樂部に結托し
國民協會に依頼することなくんば到底其目的を成就する
ゑと能はざりしや必せり而して改進黨は重に星氏排斥を
目的として議長の信任を問はんとし其他の黨派の重に自
由黨の勢力滅殺を目的として議長の信任を問はんとし茲
に意氣相投合したるものならん議長にして若し星氏なら
ざりせば彼が如く剛復ならざるの勿論攻撃の鬨聲も亦た

彼が如く高からざりしならん故に予の前後の事情より推
して星議長信任問題を私怨黨争の結果なりと謂ふに憚か
らず果して然らば後の議長をして復た星氏の轍を踏まし
むるとなきにあらざる可し予は之れを憂ひて已まざるな
り

衆議院は星議長の信任を問ひ之を議決し之を上奏する代
りに何故に氏を懲罰委員に附し事の實否を精査するとを
爲さざりしや之を爲さずして有らゆる手段を盡し遂に院
外に放逐したるは甚だ悪しき前例を貽したるものなり將
來若し星氏の如き剛復なる議長ありて私怨黨争の標的と

一十 あると彼の如くなる場合あらば議長は何時にてもあれ多

数の壓制に由りて院外に放逐せらるゝ不幸に會ふ可し斯
 の如きは立憲政治の時代に於て曾に慶ぶ可き事にあらざ
 るのみならず議長は如何なる場合にも議員に服従して議
 場整理の實權を握ると能はざるなり議長にして木偶漢な
 るも可なりとせば則ち己む苟くも然らずして相當の人物
 なるを要す可しとせば議員たるもの豈に彼を操る傀儡師
 たる可けんや思はざる可からざるなり予の敢て自由黨に
 加擔する者にあらず又もとより星氏と自由黨以外の議員
 とに恩怨ある者にあらず然れども衆議院の星氏に對する
 處置に就ての自由黨の所説と星氏の意見とを以て正當な
 りとし星氏が土を捲きて重來せんとする決心を贊稱し最

も切に同感を表する者なり然り而して予の全然衆議院の
 處置に甘心せずと雖も自由黨中かの不明の二字をとらへ
 て奇貨と爲し自由黨以外の議員に向つて辭職を勸告した
 る者あるに至りては未だ遽に同感を表すると能はず何と
 なれば其所爲殆んど見識に類すればなり他の揚足を取り
 て之を仆さんとするが如きは決して嘉す可き所爲にあら
 ず彼等を以て不明議員となし直ちに之に向つて辭職を勸
 告するが如きは是れ即ち他の揚足を取る者なり蓋し彼等
 を責むる道の別に之有り然るに只だ不明の一事を以て云
 々したるは是れ見識に類する者にあらずして何ぞや

星議長の信任問題は大に自由黨全体に影響し同黨代議士

中星氏をして脱黨せしむ可しとさへ主張する者ありて遂に同黨の分裂を來し代議士にして脱黨せし者多かりしは自由黨に取りて大厄難なりしと雖も同黨の初めより其信ずる處を守りて動かさず之をかの改進黨及び同盟俱樂部が確平たる定見を有せずして選舉干渉の私生兒なる國民協會と聯合したるに比すれば固より同日の論にあらざるなり改進黨及び同盟俱樂部にして若し其信ずる處を守り固く執つて動かさざる決心あらば譬へ藩閥政府と云へる強敵の其前に在るにもせよ立憲政治を完成せしむるに於て一大妨礙物たる武斷派の指麾に屬する國民協會と聯合するに忍びざる可し然るに之を忍びて自由黨を敵とし而して

其言ふ處を聞けば曰く自由黨の軟化したる政府と氣派を通ぜりとは是れ抑も自由黨を誣ゆるの太甚しき者なりと雖も民黨の聯合破れ抱合す可からざるもの相抱合して自由黨また昔日の如く議場に多數を制するを得ざるに於ては其意見の貫徹し難き場合多きが故に他黨他派の譏誣に對して之を弁解するよ由なきとも或は之有らん然れども心ある者は當に知る可し同黨が十年猶ほ一日の如く勁節を持することを只だ惜むらくは今日の立憲政治を買被れると是のみ

然り自由黨の實に今日の立憲政治を買被れり憲法實施せられ議會召集せらるゝとどありしより以來同黨は早く既

六十 既に規則立ちたる運動をなすに至れり然れども規則立ちたる運動は今日に於て未だ同黨本來の目的を達せしむるに足らず假令ひ之を達せしむるに足る可き場合ありとするも其場合よ於ては他黨他派と交渉するの已むを得ざる者ありて同黨固有の特質を現はすに由なし然れば則ち民黨の聯合既に破れたる今日に於て自由黨たるもの豈に猛省する處なくして可ならんや

上來既に叙述したるが如く第五議會に於ては民黨の聯合全く望み無きに至りしかば自由黨は改進黨其他の黨派より第一の敵と目指され殆んど孤立の姿となりて復た既往に於けるが如き運動をなすと能はざりき之に反して得意

なりしは國民協會なり改進黨及び同盟俱樂部は曾て彼を仇敵視したるにも拘はらず俄かに兄弟の如くなり昨は吳越今は肝膽人をして有爲轉變の世の定まり無きを歎かしむ

衆議院は既に取引所一件に付き星議長の信任を問ひ而して其事の如何を精査せずして除名したる程なれば勢ひ取引所一件に最も關係厚き農商務省吏員の失態を攻撃せざる可からざるに至り遂に官紀振肅上奏案を議決し政府に對して官紀振肅を迫れり然るも伊藤内閣總理大臣は左の上奏をなし以て宸斷を仰ぎぬ

七十

臣 誠恐誠惶頓首謹て奏す 臣 不材を以て

陛下の寵恩を叨りにも内閣首班の重寄を膺く區々の微
衷日夜鞠躬以て聊か報効を圖らんとす今衆議院の
官紀の不振を上奏し以て
天聽に達す 臣不敏端揆統督の任に在り而して 萬慮を
勞する此に至る誠恐懼の至に堪へず茲に臆で責を引
き仰で

宸斷を待つ 臣 誠惶誠懼頓首

明治廿六年十二月五日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

然れども宸斷を仰ぎし事の衆議院之を知らず而して其官
紀振肅の上奏をなしたるの十二月四日の事なりしに閣臣

は別に處決する様子なかりければ同月十八日に至り更に
右に關する決議案を可決し閣臣の處決を促すこととなりし
かば總理大臣の自ら議院に出席し扱上奏案提出の翌日右
の如き上奏をなし以て宸斷を仰ぎし旨を演説したるなり
然るに廿四日に至り 陛下は各大臣を召させられたの如
き勅語を降し給へり

朕は本月四日衆議院の提出したる奏疏を讀み又之に對
して内閣總理大臣伯爵伊藤博文及び農商務大臣伯爵後
藤象二郎の陳奏を閱したり

農商務省の職司たる其人民に接するに於て最も慎重を
加ふ可きは論を俟たず朕は其主務大臣が特に僚屬の飭

厲に努力せんを欲す
國務大臣の進退に至りては一に朕が心裏に存す素より
外國の容喙を許さず願ふに宇内の形勢は國家の進運を
促すと頗る急なり而して時局多事朕が開國進取の圖是
阻撓を致すが如きは朕の最も軫憂に耐へざる所卿等其
の努力以て能く朕が事を始終せしめよ
是より先き樞密院は左の如き奏議をなしたり

樞密院議長伯爵山縣有朋樞密顧問の決議を以て謹み

奏す

衆議院は本月四日を以て一の奏文を呈し官紀紊亂して
閣臣の信用地に墜ちたるを陳陳したり農商務大臣伯爵

後藤象二郎の奏文に言ふ所は主として其職司に關する
ものとなし之に對して奉表陳辯以て罪を待ち内閣總理
大臣伯爵伊藤博文亦端摺統督の職盡さるるの責を引き
奏疏を捧けたり而して臣等至高詢謀の職司に具はるを
以て茲に恭しく諮詢を賜ふ臣等是に於て乎恐懼敢て肺
肝を披かすんはあらず

臣等衆議院か本案の奏文を上りたるの迹に溯りて之を
察するに官紀不振と目すへき事實に就ては曾て之を政
府に質疑することなく又敢て閣臣に責むることなく一
日遽かに議事日程を変更し緊急動議として殆ど討議を
盡さず亦閣臣をして陳辯するの暇あらしめずして之を

通過し直之を天關に訴へたるか如し而して數日を
 過ぎ宸斷の未だ下らざるや衆議院は又直に閣臣に對し
 處決を促すの決議を爲したり凡そ閣臣の責に外に當る
 あり於て猶直に宮宸に奏するは最も重大の事件に
 於て最も慎重の用意を以てせざるべからず衆議院か閣
 臣に質さす又閣臣と其議を悉すに及ばずして奏疏し多
 く事實を明にするを勉めずして徒に聽聖を煩したる
 は臣等の取らざる所あり

農商務大臣の陳情する所は衆議院の上奏に比して事實
 を具ふる詳なりと雖も臣等が別に稔聞する所に徴する
 に農商務省の吏録中其行爲々疑似の迹に涉るを免れ

すと認むるもの賊に之なきに非ず東京地方裁判所公判
 廷の證言亦斑々之を示すものあり抑々農商務省は其職
 司最も人民に近接し商工の營利に交渉する最も多きか
 故に之に親むを要すると共に決して之を狂れしむべから
 ず之に長官たるものは平生特に其僚屬を飭厲し以て
 官紀の振ふを任とすべきは臣等の疑ひを容れざる所な
 り

國務大臣の進退に至ては特に陛下の大權に存し外間
 の容喙を許さず衆議院の奏陳亦素より之を求むるに非
 ざるべく臣等亦敢て敷奏せず責の輕重と過の大小と夫
 の材の適否と一に宸衷に斷せらるべきのみ而して今

日内外時局の多事なるは陛下本年二月十日臣僚に賜ふの詔旨に宣示せらるゝ所の如し陛下在廷の臣僚に信任して陛下の事を終始せしめらるゝに於て一瑣事の爲に廊廟の柱礎を揺撼せらるは宜く避くべきの事たるを信す臣有朋誠恐誠惶謹みて以聞す

明治三十六年十二月二十三日

此奏議の果して肺肝を披ける者なるや否やは今之を言はず世人自ら判定す可し又當時伊藤總理大臣が衆議院に於てなしたる演説の實に左の如し

本大臣は本月五日即ち官紀振肅の上奏提出の翌日苟くも此責任を負ふて居る上は天聽を驚かし奉りたるは恐

縮せざるを得ず故に本大臣は上奏をなしたり其上奏文を爰に讀上ひます(前の上奏文を讀上ぐ斯く上奏して今日まで宸斷を俟ちつゝあるもので有り升然るに諸君の我々を被告とし其宸斷の未だ下らざるに方りて御催促をなさるのですか如何です勿論我等一身の爲には自分の進退は風塵の如くであります然れども國家の安危の關係する所……政府の位地を定むるとは出來ぬ主は天皇に在り去就一に聖斷に依らねばならぬ故に仰いで宸斷を俟つ然るに未だ宸斷の命に逢はず我々の臣子固より命に従ふ可し余り輕卒の御催促……臣子相當の分を盡して居るといふ事を述べて置き升

……の處は聞えざりしなり
 此演説を讀めば伊藤總理大臣が如何に思ひ切つたるのを
 知るに足らん而して斯の如き演説をなし又斯の如き上奏
 をあしたるとは嘗て其例なく官紀振肅の一事如何に政府
 の急所を衝きしかの以て察することを得可し伊藤伯は入
 方美人主義の人なり何れへも愛嬌を振り撒く人なり而し
 て伯は政府部内の他の諸伯よりも比較的に開けたる政治
 家なり若し伯の或る仕方を以て其全体を表する者ならし
 めば伯は少くとも日本帝國に於ける立憲政治家の一人な
 りと請ふを得可し然れども今回の事の其平生の伎倆に似
 ず其愛嬌を振り撒く可き處に於て憤怒し而して自ら責を

引くことを爲さず敢て其去就を聖斷に決せんとしたるの抑
 も思はざるの太甚しき者なり日本の臣民たるもの一人と
 して勅命の重きを思はざる者あらず只だ其れ之を思はざ
 る者あらざるのみならず一たび之を享くる時は身を以て
 奉答せんとを誓ふ然れば則ち勅語の下るや皆な之に對し
 て恭順の意を表せり然れども是に到りて閣臣たるもの果
 して責なき乎上奏したるもの固より衆議院なり然れども
 上奏せしめたる者は誰ぞ言ひ換ゆれば上奏の因を作らた
 る誰は誰ぞ

今夫れ取引所一件に關する道路の風説にして商政を紊亂
 せるものならざらしめば則ち己む然れども若し商政を紊

亂せるものなれば官紀を振肅するの必要あるや言ふ
 を俟たず况んや商政紊亂の事は皆に道路の風説に止まら
 ずして樞密院の奏議中にもある如く東京地方裁判所の証
 言實に斑々之を示せるに於てをや官紀振肅の事固より必
 要ならずとせば是に於てか衆議院の之を上奏するや閣臣
 は其已むを得ざる勢ひあるを見て亦た特に上奏する處あ
 りし也果して然らば官紀振肅の必要は自ら認むる所にし
 て其責の在る所も亦た之を知れるなり然るに陛下の大
 權に依願して竟に其責を引くとを爲さざる何ぞや予は
 毎に上奏の不可を唱ふる者なり而して之を唱ふるは上奏
 して以て獻慮を勞し奉るとの甚だ不可なるを思ふ故なり

是を以て衆議院に上奏案の提出せらるゝは予の尤も賛同
 せざる所なれども奈何●ん閣臣其責に任せざれば之を上
 奏するより外に途なきを然れども上奏は已むを得ざるに
 於て之を爲す可し屢々之を爲す可からず然るに議會の開
 くる毎に其沙汰を聞くに至りしハ歎可き事なり而して
 事の此に到る原因に溯せば閣臣たるもの民聲を聽かずし
 て其の希望を容るゝに吝なるが故ならずんばあらず予ハ
 上奏を不可なりと爲すと同時に閣臣が自ら決する處なく
 して屢々袞龍衣下に隠るゝとの最も不可なるを思ふ者な
 り

今若し民間に於ける總ての党派が政權爭奪を目的とする

十三 者ならば政府と議會との衝突は竟に底止する處を知らざる可し然れども政權爭奪は其目的にあらずして政治改革及び社會改革を以て其目的と爲す者ならば政權は何人の手に在るも固より之を爭奪せんと欲するとなき只だ施設其宜しきを得るを以て満足す可し而して自由黨の如きは曾て之を公言せり其目的決して政權爭奪にあらざることを公言せり同黨の既往に於ける運動の跡に徴するも其然る所以を証するとを得可し然れども改進黨又は國民協會の如き者に至りては大に然らず其首領の内閣に在ると無しとに依りて其運動の仕方を異にしたるは世人の既に熟知せる所なり然り而して政權爭奪を目的とせる黨派は政權

を爭奪し了せざれば已まず譬へ藩閥を打破し情實を蕩刷するも尙ほ攻撃の鋒を差向け殆んど行政機關の運轉を停止すまでも政府を窘しめざれば已まざる可し然れども其目的政權爭奪にあらず而して藩閥を打破し情實を蕩刷し以て政治の改革を實行し施設其宜しきを得るを以て目的とする黨派との衝突は閣臣の決心如何に依りて之を避くることを得ざるにあらず然るに今の政府は思ひ切つて國民の希望を容れ政治の改革を實行することを爲さず其第四議會に於て約したる行政整理の如きも更に見る可き者なし是れ抑も何の故ぞ

一十三 苟くも至誠を以て事に當らば議會の驚々何か有らん國民

二十三
の希望せる如く政治を改革し施設其宜しきを得るに於て
は議會また隊を容るゝに餘地なる可し何と以てか又散
慮を勞し奉るに至らんや思はざる可からざるなり若し政
府と議會との衝突をして年々ならしめ政府讓るともかく議
會退くとなければ解散又解散も何か成さん議會開く毎に
皆に散慮を勞し奉るのみならず徒らに紛擾を極むる爲め
國家急要の施設を懈るが如き事あるに於ては國民の不幸
警ふるに物なかる可し吁今日に於て誰か其れ至誠の心あ
る者ぞ

本年衆議院の星議長に對する處置如何は既に之を弁難し
たが當時予の心に以爲らく大事前に在るにも拘はらず瑣
瑣たる事の爲に或の上奏し或の休會し徒らに驚々を極む
是時に方り至誠の心有りて自ら欺かざる言を作す者それ
幾人ぞと而して官紀振肅の千島艦事件質問の如きに至り
ての稍や其眞面目なるを認めしも更に條約履行案の提出
せらるゝに及びて又眞面目ならざるかを疑へり抑も大日
本協會なるものゝ設立せられ雜居尙早を唱ふる聲以前に
増して高まりしは實に昨年の事なりき然るに此尙早論な
るものゝ實を問へば全く非雜居論にして非雜居論の不道
理なるとは既に世に説破せられ彼等と雖も尙ほ之を認む
るなり故に昨は非雜居を唱へたる口にて今は雜居尙早と
言ふ何ぞ其れ狡なるや而して内地雜居の可否は既に世に

定論ありて之を可とするもの多ければ大日本協會の設立せらるゝや或は攘夷黨を以て自する者あるに至れり蓋し一面條約改正を望み一面非雜居を唱ふるは是れ自家撞着の見事ればなり夫の條約履行案なるものは即ち同協會より出でたる者にして條約履行を以て交際國の感情を害するものとは思はず之を條約改正成勳の最良手段となすに在り而して其心底を問へば内地雜居と條約改正とを交換する代りに履行を以て彼に當り彼をして條約改正を我に求めしめんとするに在る歟と思ひる洵に是れ迂濶なり夫れ雜居尙早の四字は明かに我國民の不進歩を意味せるものにして彼れ條約國が條約を改正するとを肯んせず且た

とひ肯んずるも種々の條件を以てするは全く我國民を不進歩の國民なりとなすに在りて何時とても其口實となるものは即ち是なり然るに之を顧みずして自ら不進歩の國民なるを公言するの愚も亦た甚だしと謂はざるを得ず然るに今にして又條約履行を言ふ果して是れ本氣の沙汰なるの條約は條約通り履行するを以て足れりと爲す可し必らずしも履行と謂ふを要せず既往を顧みれば政府或は外人に對するに寛なりしと無きにあらず然るをも是れ一時の政畧なりしのみ其政畧圖に中らざりしところ不評判なれども若し其圖に中りなば左して咎むる者なかりしや言ふを須るや故に條約履行の如きは尤も其利害を察す可き

問題なる可し然るに利害を察せずして漫然之を唱ふるの
只だ徒らに政府のちめを試むに外ならずたとひ履行其事
にして當然唱ふ可き問題なりとするも彼等の認めで以て
緊急となすが如く緊急なるか予の之を左迄緊急ありとい
思惟せず然るに敢て之を緊急なりとし提出するに至りた
るは何故ぞ是れ

一には 強て政府攻撃の材料を造れるに在り

二には 自己の名を售らんとするに在り

三には 世人の好奇心を満さんとするに在り

苟くも至誠國を憂ふる心あらば豈に斯の如きに至らんや
官紀振肅上奏案の如きによしや他の重要問題と比較して

左しも緊急ならず又上奏は不可なるにもせよ其事柄に至
りては勿論相當の手續に及ぶ可き要件なれども條約履行
案に至りては彼と同日に論ず可からず要するに予の豫算
案其他の重要問題の議事を終へ而る後ち徐るに議長信任
を問ひ官紀振肅を議するも遅かるまじと思へり條約履行
案の如きは尤も然り而して能く其利害を察すれば寧ろ不
必要ならんと思はるゝなり

試みに看よ第五議會は十一月二十八日を以て開院式を行
ひしより開會日數(停會一周間ありし爲め)僅に二旬なりし
かば元より爲す可き日數なりしとは云へ抑も如何なる
事をなしたるか

兩院の議決を経て成立したるもの

商法施行條例中追加法律案(衆議院提出)

大藏省證券條例中改正法律案(政府提出)

一院の議決を経て成立したるもの

星議長不信任の動議(衆議院提出)

臨時休會の動議(同)

星議長に關する上奏案(同)

星議長を懲罰委員に付托する動議(同)

官紀振肅に關する上奏案(同)

星議長に關する勅問に對する奉答案(同)

皇子御降誕奉祝の事(同)

皇子御降誕奉祝の事(貴族院提出)

開會中又は休會中に於ける宮廷慶事奉祝の事を豫め議

長に委托する動議(同)

星亨氏一週間出席停止の懲罰案(衆議院提出)

星亨氏を再び懲罰委員に附託する動議(同)

星亨氏を懲罰委員に附託する別種の動議(同)

星亨氏除名案(同)

貴族院多額納税者議員互選規則中補欠選舉に關する條
項改正建議案(貴族院提出)

千島艦事件質問に付き大臣の出席答弁を望む動議(衆議
院提出)

官紀振肅に關する決議案(同)

一院の議決を経て廢棄したるもの

農商務長次官出院禁止の決議案(衆議院提出)

特別輸出港追加法律案(同)

制鐵所設立に關する建議案(同)

明治二十二年法律第十号中改正法律案(同)

非常準備基金法律政府提出、衆議院議決

北海道土人保護案(衆議院提出)

官紀振肅に關する一週間休會の動議(同)

一院の議決を経て未だ他の一院

の議決を経ざるもの

明治二十三年法律第十二号廢止法律案(衆議院)

市制追加法律案(同)

田畑地價特別修正法律案政府提出、衆議院議決

府縣監獄費及府縣監獄修繕費國庫支弁に關する法律案

(貴族院提出)

保安條例廢止案衆議院提出

裁判所管轄區域變更(八王子)に關する法律案(政府提出、貴

族院議決)

明治二十三年法律第八十四号改正法律案(衆議院提出)

狩獵法案(貴族院提出)

外國に輸出する綿糸海關稅免除法律案(政府提出、衆議院

議決

司法官試補實地修習期限に関する法律案(政府提出、貴族院議決)

國稅徵收法中改正法律案(政府提出、衆議院議決)

東京砲兵工廠据置運轉費資本増加に関する法律案(同)

明治二十二年勅令第四百一十一号中改正法律案(同)

明治二十三年法律第四号中改正法律案(同)

銀行條例改正法律案(衆議院提出)

執達吏規則改正法律案(同)

明治二十六年度追加豫算案(政府提出、衆議院議決)

右の如くにして兩院の議決を経て成立したるもの二件一

院の決議を経て成立したるもの十六件一院の議決を経て廢棄したるもの七件、一院の議決を経て未だ他の一院の議決を経ざるもの十七件、尙ほ未だ一院の議決を経ざりしもの豫算案を初めとし、實業教育費、國庫補助法案、外國條約取締法案、千島鑑事件に関する上奏案、輸出稅廢止案、航路擴張案、外數十件なり、條約履行案の如きも亦た其中に在り

貴族院の例に依りて夢の如く固より爲す所なし而して多く頼むに足らず然れば則ち世人の望みを屬するは衆議院なり、然るに其衆議院は如何ん、其議決したる重なる者を擧ぐれば、田畑地價特別修正法案、綿糸海關稅免除法案、二十六

四十四 年度追加豫算案其他四五件のみ斯の如きは日子少きが故
か否な衆議院にして若し今少しく眞面目になり議長信任
問題の如き者に就て彼が如く狂亂せざるに於ては尙ほ著
しき議事の進行を見しならん然るに劈頭第一に於て先づ
議長信任問題を提出し其事にのみ熱中し次に又官紀振肅
に熱中したれば他の重要なる問題は殆んど省みられざり
しなり而して果敢なき條約履行案は詔勅一下彼をして三
寸呼吸絶え万事休むに到らしめたり
今にして之を思へば議會を解散するや否やに就き政府部
内に於ては議論紛々たりしものゝ如し何となれば内閣將
に更迭せんとするやの風説ありしのみならず政府は一た

五十四
び停會を命じたる後ち更に停會を命じ乍ら僅に一日を隔
て解散を命ずるに至りたればなり若し初めより解散の
決心なりせば再度の停會を命ずる必要は無かりしなり然
るに停會を命じざる衆議院をして更に解散せしめたるは
政府が決心の定まらざりしを窺ふに足るが如し而して條
約履行案の解散を賭するに足らざる問題なるとは言ふ迄
もなけど可否決だに未だ定まらざる時に方り政府が衆議
院を解散したるの同案の影響する處小ながらざるに由る
乎予の思ふに同案は解散を賭するに足らざる如く政府に
於ても亦た左迄憂慮するに足らざりしなる可し然るに政
府の之を虞るゝと甚だしかりしは寧ろ其意を解するに若

しむ而して其大日本協會其他の非雜居論者に對する取締
 は解散前後より頗に嚴重なるを致し大日本協會は遂に衆
 議院の側杖にあてられ解散を命ぜらるゝに至れり
 想ふに政府が衆議院を解散したるの勅語中にもある國是
 阻格を致すの虞れ有るに由るか蓋し中らずと雖も遠から
 ざる可し而して第五議會の殆んど無爲にして終りしが次
 に來る可き衆議院の如何ん總撰舉の結果の之を豫知し難
 きも目今の政況に依れば同盟俱樂部及び同志俱樂部の如
 きは意外に多數を占むるやも知るべからず而して改進黨
 と國民協會とは寧ろ減少するも増加せざる可し自由党に
 至りては孤立にして而も分裂の後なれば時大に不利なれ

ども今日よりは減少すると無かる可き歎と思はる何れに
 もせよ厲行案は再び國民協會より形ちを替えて擔ぎ出さ
 る可し而して假令ひ其點に於て衝突せざるにもせよ他の
 點に於て政府と衆議院とは依然衝突を免れざるや必せり
 勿論政府は前年の如く選舉に干涉すると無かる可し選舉
 に干涉せざれば如何にして後の議會に對するか今より后
 年一年むつかしき取組となり果は聯合内閣を組織するに
 至りて先づ一段落を告ぐるならん歎

今日に於て最も味方に取り易き改進黨と國民協會なり
 看よ早晚政治局面一變せば大隈伯の如き品川子の如きは
 直ちに入りて内閣の一員たる可し而して是れ必らずしも

八十四 聯合内閣の時代を俟たず念へ改進黨及び國民協會の既往如何を如何に彼等は眞面目ある乎、たとひ欠點あるにもせよ予は自由黨よ於て僅に眞個政黨の俤を見るなり自由黨の到底政府の味方となる可きにあらざ同盟俱樂部は暫らく擱き同志俱樂部の如きも亦た難し然れば則ち後の議會に對するには大隈伯を引き品川子を引き以て僅に内閣の應援者をつくるに若かず然れども衝突は未だ免がれざるなり而して聯合内閣を組織せず政黨内閣を組織せずして議會に當るの法は只た一あるのみ曰く至誠以て事に當り民聲を聽きて其希望を容れ何事にてもあれ議會の先廻りをなし、政府に於て決行するとは是なり然れども

政府は思ひ切つたる事をなさず徒らば議會の露々を意に介して屢々躊躇逡巡せり而して議會も亦た眞個の大決心なし兎に角双方眞面目となり大決心大覺悟を以て事に臨まさるに於ては目覺しき活劇を見るに至らず而して其活劇を見るに至るは其れ四五年の後に在らんか

選舉人の注意

昨第五議會、第五議會は無爲にして終れり其經過如何を纏
めれば只だ徒らに喧囂を極めたるのみ次に來る可き第六
議會は如何ん第六議會をして第五議會の如くならしむる
と否といふに

選舉人の注意如何に在り

故に選舉人の今回の總選舉に於て尤も注意する處なかる
可からず而して其注意せざる可からざる要件の他なし被
選人の人物如何を鑑識するに在り往年總選舉の際に吏民

一十五
兩党其旗幟分明なりしと雖も今回は吏民兩党とも旗幟分
明ならず而して自由黨の如き或は新吏党を以て目せらる
ゝに至れり然れども今遽に自由党を以て吏党と認むるは
謬れるの太甚しき者なり想ふに吏党以外吏党あり民党以
外また民党あり只だ或る党派に屬すると否とを以て直ち
に之を判別す可きにあらず况んや吏党と稱せらるゝ議員
必らずしも盡く非にして民黨と稱せらるゝ議員また盡く
是なるにあらざるに於てをや思はざる可からざるなり然
り而して今回の如く旗幟分明あらず何れか國民に取りて
は最も好き味方なるかを判別し難き時に於ては選舉人た
るもの注意の上よも注意して適當なる代表者其人を選舉

せざる可からず予を以て之を見れば今日の政黨は絶對的
 に完全なる者にあらず一の政黨は他の政黨よりも比較的
 に完全なる者なりと謂ふを得可きも加之も尙ほ欠點の多
 きを認むるなり而して政黨に屬する者の其吏黨たると民
 黨たるとを問はず果して其政黨の發表せる主義目的に準
 據し以て其進退を決しつゝあるかと云へば多くは昨是今
 非、只だ勢ひに任せて前後を思慮するに暇なきが如き有様
 なり凡そ人其信ずる處を信じ守る處を守らんとするに於
 ては之を信じ之を守るに當り死を以て擔ふの決心なかる
 可からず既に其決心あらば必らずしも其吏黨たらん、民黨
 たるを問ふを須めざる可し然るに若し其決心なからん

か譬へ何れの黨派に屬するも決して眞面目の運動をなす
 と能はず嘗て一たび信じたる處一たび守りたる處は後來
 如何ある大難に出會するも敢て之を論じざるある大丈夫
 たる者の本分なれ、徒らに名利の在る處に馳せ其初信を更
 め其素守を替ゆるが如き、最も耻づ可き事なり然るに今
 日其耻づ可き事を恥ぢざる者は其れ誰ぞ
 眞面目ならざる民黨よりは眞面目なる吏黨こそ比較的
 頼もしけれ何となれば眞面目なるものは多く事を誤まら
 ず眞面目ならざる者は事を謬ると屢々なればなり眞面目
 なる者には誠心誠意あり眞面目ならざる者には誠心誠意
 なし世よ誠心誠意なくんば總ての改革の或は執政者を利

四十五 或は黨派を益するに止まらんのみ故に予は必らずしも
民黨と言はず又必ずしも吏黨と言はず國民の代議士には
所謂る眼底涙有り皮下血有る

誠心誠意の人物を得んと欲するなり

誠心誠意の人物の必らずや言ふとある公明行ふるところ
正大にして事の始末を曖昧に附し去ると無きハ勿論民黨
としても吏黨としても互ひに包藏するところなし其胸臆
を吐露し其全力を傾注して熱心事に當れば何れか敗北し
たる時に於て其勝利者に服従するの最も至當なることを了
解し飽迄その非理無法を仕遂かんとするが如き事の萬々
之あらざる可し然れども今日に於てハ其眞面目なる人物

に乏しく吏黨も浮氣なれば民黨も亦ハ浮氣なりよしや少
數の眞面目なる人物あるも未だ多數の眞面目ならざるも
人物を壓するに足らず年々の議會蟬噪蛙鳴の評を免れざる
も宜なり然り而して眼前斯の如き議會を現出せるは是れ
抑も誰の罪ぞ選舉人たるもの其れ心して被選人の人物如
何を鑑識し最も眞面目に協賛の任を盡し寄託の職を全ふ
する人を選擧せざる可からず蓋し多數國民の希望ハ政權
爭奪にあらずして施政其宜しきを得るに在るなり政治改
革の必要なるをば固より論なし然れども之を欲するに切
なる餘り野心ある黨派に瞞着せらるゝと勿れ選舉人たる
者宜しく注意す可し

明治廿七年一月十五日印刷
同 年一月十八日發行

定價金拾錢

東京日本橋區新右衛門町十番地

發行兼印刷者

町田宗七

大賣捌

東京日本橋區室町三丁目

杉本七百丸

同 通三丁目

金櫻堂

同 通四丁目

春陽堂

大坂市淡路町二丁目

金川書店

同 所

藤谷書店

版權所有

伊藤伯題字 ○梅崖山本憲序 ○聖石道人著

訂正 悲憤 激昂 慨世之熱血 附劍舞 獨習法 三版

中本洋裝全壹冊 ●正價金拾貳錢 ●郵稅一錢 ●郵券代用諾ス

看よ世人は徒らに花明柳暗の郷に沈睡して柔腸男子と酸化したるを、
元氣の消耗今日より甚しきはあらず、今にして之を濟はずんば延て國
運の盛衰にも及はむとす、慨世の熱血は元氣を作興鼓舞せんとして世
に公にせられたるものなり、能く之を讀むで元氣の振作を努めば國運
の隆盛と人々の豪宕とは轉瞬の間之を成就し得べし、况んや之に附す
るに劍舞獨習を以てするをや、月明かに星稀なる夜、霹靂天を劈くの
夕、秋水風を生じて起て舞はゞ快絶壯絶夫の絲竹の若き同日の論にあ
らざるなり、請ふ大方の諸彦一本を購求して此言の妄ならざるを知り

給

二 神保孝慶編纂 諸名家先生序跋

元氣 振 氣 編

洋装中本全一冊 正價 金拾三錢 郵券代用 若シカテズ 郵 稅 二 錢

本書は古人が慷慨憂國の熱血を凝ぎし詩歌を蒐集したるものにして坊間此類の書少しとなさずと雖も、本書の正確なる文書を参考し且つ幾多の歲月を閲して得たるものなるを以て、尋常杜撰の書と日を同して語る可からざるものなり、今や士氣の廢頹最も甚しと爲す、之を救済せんと欲せば唯に古人に尙友して其心を得るに在り、則ち此書の如き能く古人の眞面目を露出したるものなれば、有志の各位の一本を藏し造次顛沛之を吟誦して其心を得給は、士氣の作興決して難きに非ず仰ぎ願くは續々購讀せられ以て書肆が微意をも貫徹せしめ給へ

一大良書出づ

造化 秘事 男女交合論

中本洋装密書挿入 全 壹 冊 正價 金拾二錢 郵 稅 二 錢 郵券代用 諾ス

本書は普通坊間に流布する書と異り男女の交より生ずる利害を審かに説明し學理上實驗上有益なる新説を蒐め加ふるに男女嫁婚の心得を町噂に説き若かも通俗平易の文にて著はしたるものなれば既に結婚せる人も未だ嫁娶せざる人も本書を一讀し給は、諸種の弊害を去り新たに眞正の快樂を得。人生至樂の境遇を得給はんと疑ひなし。本書は實に學理應用の一大良書なり實地經驗の一大良書なり普通在來の書と御見説への上陸續御注文あらんとを乞ふ

○彩花園主人編纂

○民間至寶 萬藝玉手箱

本書目次概略

插花。茶の湯。男女諸禮式。日用文認方。日本料理法。香道心得。
 九星方位の吉凶。諸品製造秘法。染物法。西洋 書學初步。毛糸編物法。
 和洋秘傳妙法。英學。日本語學。てにを以教授。作詩法。演說法。
 衛生法。萬積物圖式。手工法。將基。圍碁。玉奕指南。著名山川表。
 折物法。紋形切様其外數十件及雜之部數十件あり
 本書は前書の目次如く日常必の要事より席上にて記憶すへき諸藝を選
 み一々部門を分ちて叮嚀信切に説明したるものなれば男女の別なく一
 日も座右を缺く可らざる良書にして實に「民間至寶」の名に負かざる好
 冊子なり大方の君子淑女至急一本を御需のらんとを乞ふ。

寸珍横本絹表紙頗美装
 裝釘堅牢全一冊
 正價金 廿一錢
 郵税 四錢
 郵券代用 諾ス
 近刻

罵仙太田貞治郎戯著

○嘲史

洋裝中本全一冊
 正價金 拾錢
 郵税 二錢

嘲史の歴史を嘲り英雄豪傑を罵り且其崇拜者を戒めたる痛快の文字な
 り蓋し著者が滿胸の不平遂れて本書に在り如何に面白きか面白からざ
 るか敢て贅せず讀者の判断に一任せん

○豚の反吐

洋裝中本
 全一冊
 近刻

五空前絶後の寓意小説

印度ダールマバシラ氏 同ダツムダシ氏 題詞
 清國 彭光譽氏 米國 モメリ氏
 日本 大原嘉吉氏 纂譯

萬國宗教大會演說集

○送金無之御注文ハ送本モス
 ○郵便切手代用壹割増

中形美本全書冊 正價金拾貳錢 郵税金四錢

萬國宗教大會開會主意會長ボツチリ氏 ○歡迎ノ辭委員長バツロリス氏
 ○同大卑涉フイラン氏 ○祝詞大卑涉キツボンス氏 ○同博覽會長ハ
 イギンホーサム氏 ○同米國純清教徒マツケンシ氏 ○同日本佛教徒
 土宜法龍師 八淵蟠龍師 蘆津實全師 釋宗演師 野口善四郎氏 ○
 神學不要論米國猶太教徒博士ワイズ氏 ○印度教印野口善四郎氏 ○
 エア氏 ○新宗教理想教獨逸理想教徒博士アロベツク氏 ○日本ノ基
 督教ニ對スル地位 ○本佛教徒平井金三龍華氏 ○各宗教ノ有神主義英
 國自由教徒博士アレンチン氏 ○アラモサマチ教印度アラモサマ
 チ教徒 ムツムダシ氏 ○博愛同胞論米國基督教徒博士コリル氏 ○
 孔子教清國儒學 彭光譽氏 ○所道ノ性質日本神道柴山禮一氏 ○神學
 者ニ告ク英國實利教徒チャノン夫人 ○儒教論清國儒學者張觀卿氏 ○
 基督教ト回教ノ異同土耳其回教徒博士ウラシニホリシ氏 ○佛敎
 論暹羅佛敎徒 シーダル親王殿下 ○はいぶる批評米國理學宗徒博士ア

○英國ノ印度ニ打勝シハ上帝ノ命令ナルヲ論ズ在印度基
 督敎師ナガルカル氏 ○理學及宗教上ヨリ人ヲ論ズ米國大敎授ダイ
 ト氏 ○不仁敎ノ撲滅ヲ望ム印度波斯教徒ヂヤムンダ氏 ○佛敎印
 度佛敎徒ダハバシラ氏 ○波斯教徒波斯教徒ヂヤムンダ氏 ○日
 本ノ基督教徒其現狀及將來日本基督教徒小崎弘道氏 ○日本ニ於ケル基
 督敎米國基督教徒ハウワリス氏 ○大乘佛敎ノ要領日本佛敎天台宗
 津實全師 ○正統派希臘教會希臘教會大卑涉ラクス氏 ○佛敎ト基
 督敎印度佛敎徒ダハバシラ氏 ○附錄大會日誌
 此書は萬國宗教大會に於ける名士の論戰勝敗の實況、演說結果等滿載
 し得て手に取るが如し

梅崖山本憲著述

訂正 圖解 文法解剖

洋裝中本全壹冊 正價金貳拾錢 ○郵稅六錢

夫れ文章は經國の大業不朽の盛事古より重きを天下に爲す亦宜あらざ
 や本書ハ則ち儒名都下に嘖嘖たる梅崖山本先生の著述に關する者
 其獨得の一種新案なる圖解を以て丁寧懇切に文理の蘊奧作文
 の秘訣を解剖的に解釋し加ふるに古文を引例して證左と爲す苟
 も斯文に志す者一本を購ふて指南車となさば釋然氷解自ら文章の
 奧義を究極するを得るに庶幾らん歟

